

令和 5 年 6 月 23 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K21610

研究課題名（和文）チベット・ヒマラヤ地域の法と仏教哲学との関係性（チベット・ヒマラヤ法学の確立）

研究課題名（英文）Tibeto-Himalayan Law and Indo-Tibetan Philosophy

研究代表者

熊谷 誠慈（Kumagai, Seiji）

京都大学・人と社会の未来研究院・准教授

研究者番号：80614114

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者が共同で学際的分析を行う、という画期的な研究手法の確立に向けた挑戦としての、萌芽的な予備調査の実施を主目的として、議論ベースでの研究を進めた。

2019年9月には、京都大学にて国際ワークショップ（Himalayan Law, Politics and Buddhist Ethics”を主催し、既存の研究が抱える方法論的問題点を検証した上で、あるべき研究方法について検討した。2022年7月には第16回国際チベット学会で学術部会を主催し、海外の法学者・チベット学者とヒマラヤ法学について議論を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

歴史学者たちによるチベットやブータンの法制史研究は存在していたが、法律や政治に関する哲学的考察は殆ど行われてこなかった。既に西洋の法学者の一部が、ヒマラヤ地域を対象とした法学研究を試みていたが、古典言語の読解や仏教哲学の理解に大きな欠陥を抱えていた。そこで本研究課題では、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者が共同で学際的分析を行う、という画期的な研究手法の確立に向けた国際協力体制を構築でき、挑戦的かつ萌芽的な取り組みとなった。

研究成果の概要（英文）：The main purpose of this research project was to conduct a discussion-based research on the relationship between Buddhist philosophy and legal and political philosophy in the Tibetan and Himalayan regions, with the main objective of conducting a preliminary survey as a challenge to establish a groundbreaking research methodology, in which Buddhologists and legal scholars collaborate in an interdisciplinary analysis of the relationship between Buddhist philosophy and the legal and political philosophy.

In September 2019, we hosted an international workshop on Himalayan Law, Politics and Buddhist Ethics at Kyoto University, where we examined the methodological problems of existing research and discussed ideal research methods. In July 2022, we discussed Himalayan jurisprudence with foreign jurists and Tibetologists at the 16th Seminar of International Association for Tibetan Studies.

研究分野：仏教学

キーワード：ヒマラヤ法学

1. 研究開始当初の背景

チベットおよびヒマラヤ地域の研究はすでに様々な学術分野において行われてきたが、未だ研究方法さえ確立していない学術分野も少なくない。その一つが法学分野である。既に歴史学者たちによるチベットやブータンの法制史研究は存在するが、法律や政治に関する哲学的考察は殆ど行われてこなかった。理由としては、チベット・ヒマラヤ地域の法哲学研究には、西洋流の法哲学の理解、古典チベット語やゾンカ語など古典言語の習得、チベット・ヒマラヤ地域の法の根底に存在する仏教哲学の理解、などが必要となるため、広範囲に亘る学際的な造詣が必須だからである。

既に西洋の法学者の一部が、ヒマラヤ地域を対象とした法学研究を試みていたが、古典言語の読解や仏教哲学の理解に大きな欠陥を抱えていた。本研究開始前に企画の相談をしてきた2名の法学者、ミゲル・アルヴァレス=オルテガ氏(当時:セビリア大学法学部准教授)およびミハエラ・ヴィンディシュ=グラエツ氏(ウィーン大学法学部教授)は、専門分野である西洋の法・政治哲学の理解、古典チベット語の学習経験はあるものの、仏教哲学の理解には至っておらず、本格的な法哲学研究を推進できずにいた。

2. 研究の目的

以上の背景から、本研究課題では、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者が共同で学際的分析を行う、という新たな研究手法の確立に向けた**挑戦**としての、**萌芽的**な予備調査の実施を主目的とした。また、法学分野の穴を埋めることで、チベット学・ヒマラヤ学という学術分野そのものの発展に寄与することを、本研究の副次的目的とした。

3. 研究の方法

上述の通り、チベット・ヒマラヤ地域を対象とする法学研究には、西洋の法・政治哲学の理解、古典文献(チベット語、ゾンカ語等)の精読、仏教哲学の理解、という**3点の研究方法が不可欠**となる。

この3点を満たすために、本研究では、仏教学者である応募者に、アルヴァレス=オルテガ氏とヴィンディシュ=グラエツ氏の2名の法学者を加えた**3名の体制で共同研究**を進めることにした。アルヴァレス=オルテガ氏には、本研究期間中に政治文書の精読を進めて頂いた。また、ヴィンディシュ=グラエツ氏には、ブータン王国のジクメ・シンゲ・ワンチュク法科大学院とウィーン大学法学部との研究教育協定を結んだウィーン大学側の責任者として、本研究課題に対して多大な協力をして頂くことになった。

4. 研究成果

○1年次

1年次には、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者が共同で学際的分析を行う、という画期的な研究手法の確立に向けた挑戦としての、萌芽的な予備調査の実施を主目的として、議論ベースでの研究を進めた。2019年9月には、京都大学にて国際ワークショップ(Himalayan Law, Politics and Buddhist Ethics)を主催し、アルヴァレス=オルテガ氏とヴィンディシュ=グラエツ氏に加えて、国

際政治学者のマッテオ・ミエーレ氏（当時：京都大学特定助教）にも参加してもらい、既存の研究が抱える方法論的問題点について議論した。以後、ミエーレ氏にも研究協力者として、国際政治学的な視点や情報を提供して頂くことになった。

○2年次

2年次も、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者、さらに政治学者が共同で学際的分析を行うという研究手法の確立に向けた議論を続けた。2021年1月には、カウンターパートのヴィンディシュ＝グラエツ氏がホストとなり、ウィーン大学（Zoom）にて国際ワークショップ（Himalayan Law, Politics and Buddhist Ethics）をオンライン開催し、法学者と政治学者、仏教学者間での情報共有を進めた。同ワークショップには、ブータン法学の権威である、リチャード・ホワイトクロス氏（エジンバラナピエ大学法学部教授）にも参加して頂き、スペイン、イタリア、オーストリア、イギリス、日本の五か国の研究者が集う国際会議となった。

○3年次

3年次も、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者が共同で学際的分析を行うという研究手法の確立に向けた議論を続けた。

2021年には、第16回国際チベット学会が開催される予定であり、熊谷とオルテガの両名がブータン・ヒマラヤ地域を対象とした学術部会を主催し、同部会の法律・政治セクションにて、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者とで共同で学際的な議論・分析を行う予定であった。しかし、同学会がコロナパンデミックのために翌年度に延期されることになったため、研究集会を延期せざるを得なかった。本研究課題は、本来は3年目で終了となる研究課題であったが、1年間の期間延長を行うことになった。

○4年次

1年期間延長をしたことで最終年度となった2022年度には、7月にチェコのチャールズ大学（*ブラハ・カレル大学）で開催された第16回国際チベット学会にて、熊谷とオルテガの両名がブータン・ヒマラヤ地域を対象とした学術部会を主催し、同部会の法律・政治セクションにて、チベット・ヒマラヤ地域の法・政治理念と仏教哲学との関係性について、仏教学者と法学者とで共同で学際的な議論・分析を行った。また、それらの議論に基づく書籍出版に向けた議論を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 西田愛、今枝由郎、熊谷誠慈	4. 巻 70-1
2. 論文標題 古代チベット人の死後の世界観と葬送儀礼の仏教化：敦煌出土『生死法物語』『置換』『神国道説示』三部作の研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸外大論叢	6. 最初と最後の頁 87-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Miguel Alvarez-Ortega and Matteo Miele
2. 発表標題 Bhutan and the British Raj: Plural Narratives on International Relations and the “c” word
3. 学会等名 16th Seminar of International Association for Tibetan Studies (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Miguel Alvarez-Ortega
2. 発表標題 The legal and political history of Tibet in Japanese historiography: Zuiho Yamaguchi before the Tibetan Empire
3. 学会等名 34th Congreso CANELA (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Miguel Alvarez-Ortega
2. 発表標題 The Socio-political Discourse in the Tibetan Nitisastras
3. 学会等名 19th Congress of the International Association of Buddhist Studies (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Dendup Chopel
2. 発表標題 Living in harmony at the border: Customary and statutory dispute settlements in Bongo, southwest Bhutan
3. 学会等名 16th Seminar of International Association for Tibetan Studies (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 船山 徹、袁翰 顕量、熊谷 誠慈、室寺 義仁	4. 発行年 2020年
2. 出版社 臨川書店	5. 総ページ数 256
3. 書名 現代社会の仏教	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>ブータン学研究室 http://kokoro.kyoto-u.ac.jp/bhutan/ ブータン学研究室 http://kokoro.kyoto-u.ac.jp/bhutan/</p>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	ALVAREZ・ORTEGA M IGUEL (Alvarez-Ortega Miguel) (90876187)	京都大学・法学研究科・特定准教授 (14301)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------